

白川町地域包括支援センター運営方針

1. 方針策定の趣旨

この白川町地域包括支援センター運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

2. 白川町の地域包括ケアシステムの構築方針

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進する。また、地域包括ケアシステムを構築し、有効に機能させる中心的役割を果たす。そのために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートも行う。さらに基幹相談支援センター、成年後見支援センターと一体となって運営し、保健センターとの連携を図ることで「ワンストップ福祉総合相談窓口」としての機能を目指す。

3. 区域ごとのニーズに応じた重点的に行うべき業務の方針

本町の総人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想されていますが、一方で高齢化率の上昇が見込まれており、2025年には48.3%になると予想されます。それに伴い、支援を必要とする高齢者の要介護度も段階的に上昇すると考えられます。また、本町では地区別の人口・高齢化率の違いにより、地域課題は様々です。

そのため、それら的高齢者が軽度なうちからの自立支援を重点的に行う必要があり、白川町地域包括支援センターには要支援者等の重度化の防止を図る支援や、実態把握による早期の支援を重点的に行うことが求められます。

白川町地域包括支援センターは、筋力低下防止、認知症予防を行う介護予防教室の活用や地域の支え合いにつながる活動の活性化を図り、高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう取り組んでいきます。また、増加する認知症の方への対策として認知症初期集中支援チームによる早期対応を実践し、認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

4. 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

地域の関係機関の連携強化、地域における課題の改善を目的とし、地区連携会議を隔月で行い、地域の社会資源やニーズの把握を5地域ごとに把握し、適切な支援体制を構築する。

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい人生を送ることができるよう、在宅医療に係る機関や介護サービス事業者などの連携強化を推進し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供を図ります。その際、個人情報の保護に十分配慮し、会議・調整等を行います。

5. 介護予防ケアマネジメントの実施方針

白川町地域包括支援センターは、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省37号)」の遵守を基本としたケアマネジメントを実施します。

6. ケアマネジメント支援の実施方針

ケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、会議などの開催を通じて

ケアマネジャー同士のネットワークを構築するなど、環境の整備を進めるとともに、個々のケアマネジャーへのサポートを行います。また、意見交換や情報共有、マネジメント力の向上を目的とし、事例検討、学習会等を行うケアマネジャー連携会議を開催します。

7. 地域ケア会議の運営方針

地域包括支援センターが中心となって医療・介護等の多職種が協働し、高齢者の個別ケースの解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に関するケアマネジメントの実践力を高めるケアプラン点検を行います。また、個別事例の協議により地域の課題を明らかにし、課題解決に向けたサービスの整備や環境づくり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画への反映へと繋がります。年1回は、医療・介護・介護予防・生活支援等に関わる事業者及び地域福祉会代表による地域包括ケア推進会議を開催します。

8. 行政や関係機関との連携方針

令和2年度から白川町直営の体制になり、介護保険に限定することなく、医療、保健、障害福祉、児童、教育、交通、環境等、幅広い町内部での合意を図り、地域包括ケアの実現に向けた体制整備を行います。そして、その実現に向けて各課でどのような役割分担をするのか、幅広い課に対する理解や協力の促進をどのようにするのか等について、ミーティングや会議、日常的なコミュニケーションの場等を通じて協議し、庁舎内で共有していきます。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方々が、日常生活に関する様々な行為をする際や契約の締結において自身で行うことが困難な場合、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため、白川町成年後見支援センター事業実施要綱（令和2年4月1日施行）に基づき家庭裁判所や司法・福祉の専門家及び周辺自治体と組織する「加茂圏域権利擁護支援推進会議」と連携・協働し、成年後見制度の利用促進を図ります。

9. 公正・中立確保のための方針

地域包括支援センター運営協議会の中で運営評価項目に基づき協議会委員の意見を求めています。地域包括支援センターが実施する介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業において、介護予防サービス提供事業者や介護予防支援の委託先が正当な理由なく偏ってはいけません。また、要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行わなければならない。

10. その他白川町地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針

(1) 総合事業の推進による介護予防

認知症地域支援推進員を軸とした、認知症予防、認知症の理解の啓発に努めます。また、住民主体の集いの場、一般介護予防事業の充実を図り、要介護状態にならないよう、重度化防止を目指します。

(2) 多様なマンパワーによる生活支援の充実

高齢者自身が生活支援の担い手として活躍することで、生きがいつくりになることを目指します。生活支援体制整備事業を充実し、高齢者の生活の困りごとと地域内資源を把握し、支援体制のマッチングに努めます。

(3) 医療・介護の連携

町内外の医療・介護の連携とともに多様で複雑化した家族の問題をワンストップで受け止める総合相談窓口の設置に努めます。退院前における在宅生活についての担当者会議の充実や医療介護分野多職種合同研修の実施など、多職種で要介護認定者を支援します。